

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 1 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500393号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600033号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月9日の標準賞与額を51万円、同年12月30日の標準賞与額を51万円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日及び同年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成16年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月
② 平成16年12月

私は、平成14年4月からA社に勤務しており、平成16年7月及び同年12月に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録には当該賞与の記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①については平成16年7月9日に、請求期間②については同年12月30日に、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求者と同職種の従業員が所持する請求期間①及び②に係る賞与明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記預金通帳の写しにおける賞与振込額により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、いずれも51万円とすることが

妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 7 月 9 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 7 月 9 日の標準賞与額に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 12 月 30 日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500417号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600011号

第1 結論

昭和44年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年*月から昭和54年3月まで

私は、大工として、兄と共に親方の家に住み込みで働いていたときに、親方の家に来ていた国民年金保険料の集金人に請求期間の保険料を納付していた。昭和44年*月から毎月、親方夫婦、兄及び同僚と共に保険料を納付していたにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和54年3月22日に社会保険事務所(当時)からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、請求者の記号番号前後の任意加入被保険者に係る資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われ、その際、請求者が20歳に到達した昭和44年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが推認されることから、請求者は、当該加入手続が行われるまでは国民年金に未加入であり、請求期間当時に、請求期間の国民年金保険料を集金人に納付することはできなかったものと考えられる。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、上記の加入手続が行われたと推認される昭和54年4月では、請求期間の大部分に当たる昭和44年*月から昭和51年12月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

一方、請求者は、請求期間当時、親方夫婦、親方の家に同居する請求者の兄及び請求者と同学年の同僚と共に、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、A市の国民年金被保険者名簿によると、親方夫婦は、昭和36年度から昭和45年度までの国民年金保険料を年度単位で一括して納付していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の兄は、請求期間の大部分の保険料が未納であり、請求者と同学年

の同僚は、請求期間の全ての保険料が未納であることが確認できる。

また、昭和 44 年*月の国民年金保険料の月額が 250 円であったところ、請求者は、最初に納付した保険料の月額は 2,600 円ぐらいであり、月額 250 円の保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。